

2024 年 3 月 28 日
学校法人大阪経済大学

懲戒処分について

本学は、2024 年 3 月 28 日付で、本学教授に対して、論旨免職とする懲戒処分を行いました。

被処分者は、本学教員に対して、複数回、当該教員の意に反するセクシュアルハラスメントと認められる行為を行いました。当該行為は、本学就業規則第 49 条（現行の就業規則では第 51 条）第 1 号、第 10 号、第 14 号に該当するため、上記処分を行いました。

このような事態となったことは、教育機関として誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

本学は本事案を厳粛に受け止め、今後このような事態が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

※本件に関する詳細な情報については、被害者のプライバシーに配慮する観点等から、公表を差し控えます。